

特集

弁護士から見た 情報処理



編集にあたって

市毛由美子 (のぞみ総合法律事務所)

本特集は、弁護士による情報処理にかかわる解説である。きっかけは、ある理系の大学教員から研究活動や学生の指導に際し、法律問題についての不安や悩みを抱えておられると相談を受けたことにある。それならばお役に立てるかもしれないと、仲間の弁護士と相談して、特集企画を練ってみた。

本特集1の「情報処理をめぐる知的財産権概説」(市毛)では、プログラム、データベースやアイコン、ゲームソフト等の情報資産が、法的にどのように保護されているのかを裁判例とあわせて概観していく。知的財産権の分野では、技術革新や新たなビジネス

モデルの開発スピードがあまりに速く、時として法律のどこにも書いていないような問題が生じることがある。このような場合、紛争解決にあたり裁判所が新たな規範を示すケースも少なくない。

本特集2の「ソフトウェア開発をめぐる法律問題」(市毛)では、開発の各プロセスの中で、トラブル防止のために望ましい契約処理、知的財産権の帰属や責任制限の規定の在り方等について解説する。昨今話題になった金融システムの開発に関するベンダの「プロジェクトマネジメント義務」に代表されるような、ベンダ・ユーザ間の思惑の違いや企画と成果物のギャップについては、どちらの責任領域とするのかの判断基準を検証する。

本特集3は、「大学における授業および研究活動と著作権法」(竹内)として、大学の授業・講義や研



究活動の中で、学生の研究成果に関する権利、自炊その他の著作物の私的使用、e-learningの素材と権利処理、学内システムへの資料のアップロード、板書/スライドの写真撮影と投稿等について解説する。

本特集4「クラウドをめぐる法律問題」(平岡)では無料または安価に情報を管理し共有できるツールであるクラウドについて、思わぬ落とし穴にはまらないよう、情報資産を他人に預けること等によるリスクを把握し、さらに、関連する法律問題について概観する。

本特集5の「ソーシャルメディアをめぐる法律問題」(結城)では、大学に関連するソーシャルメディアの法的リスクについて、①学生関係、②教職員、③その他(危機時のソーシャルメディア対応)等の観点から分析し、ガイドラインの策定やそれに基づ

く研修の実践、内部告発や危機への対応等、必要な対策について解説する。

本特集6「大学での研究成果と、技術移転をめぐる法律問題」(三尾)では、産学連携の最新事情と、大学の研究成果と技術移転その他の権利活用に関する問題点を拾い上げて検証し、主に法律的な観点から解説する。

情報処理に携わる方々は法律の専門家ではないので、すべての法律や判例を熟知している必要はないが、日頃から「感覚」を養っておくことが肝要である。気がつかないうちに、他人の権利を侵害したり、また、守られるべき権利を失ってしまったりするリスクにさらされることのないよう、本特集がお役に立てることを切に願う次第である。

(2013年12月20日)